

附属文書 2-10「SGEC 認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「II.3.1.2」及び「II.3.2.2」の「SGEC 森林管理基準適合性確認事項」について」

附属文書 2-10「SGEC 認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「II.3.1.2」及び「II.3.2.2」の「SGEC 森林管理基準適合性確認事項」について」 標記は本文書による。なお、現地確認事項の欄に記述のない基準・指標・ガイドラインについては、現地の実態に即し適宜な方法で確認することとする。				
基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
基準1 認証対象 森林の明 示及びそ の管理方 針の確定	1-1 土地、森林資源な どの所有者・管理者が明 確であり、申請者が当該 森林の管理を行う法的権 利と能力を備えている。 その経営方針と実行・改 善方針を備えていなければ ならない。	1-1-1 森林所有者、地上権者が登録された 登記簿謄本、森林簿、森林経営計画またはそれに準 じる森林管理計画(以下、森林管 理計画等)の計画 書・計画図があり、ランダムに選んだ林分について 現地で確認できなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林所有者・地上権者名が記載 された森林簿等(登記簿謄本又は 森林簿 ・森林調査簿)</li> <li>●森林管理計画等(森林経営計画 または それに準じる森林管理計 画)が策定され ている。</li> <li>●計画図(計画図・施業図・森林 GIS 図 等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●任意の現場で、森林簿、森林管理 計画等で示された林分 が現地で確 認できる</li> </ul>
		1-1-2 森林所有者、地上権者と当該森林の 管理者が異なる場合は、受託管理契約等により、当 該森林の管理主体が明確にされて おり、森林認証へ の参加が確認できなければ ならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受託管理契約等(経営委託契約 書・施業委託契約書・管理協定 書・委任 状等)により、申請者が 当該森林の管理 者であることが 明確にされている。</li> <li>●森林簿等に基づいて作成され た参加所 所有者リスト等及び参加 同意書。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林管理主体が当該森林を 的確に管理する能力を備えて いる。</li> <li>●森林管理者は認証の申請を する に当たって、当該森林の 所有者に 森林認証取得の意味 を的確に伝え 、加盟の意思を 確認している(ミ ーティング 開催記録など)</li> </ul>

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
		1-1-3 グループ森林管理認証の場合は、当該構成員の所有する森林を一元的に管理する計画、組織、責任体制等、当該森林を計画的かつ適正に管理するために必要な要件が明確に確認でき、グループ森林管理認証に関する要求事項を満たしていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●グループ森林管理認証の要求事項を満たしたグループ規約等（規約・定款・組織管理・運営規定等）が策定され、グループの組織体制とグループ主体の責任と権限が明確にされている。</li> <li>●グループ森林認証への加盟確認書等（加盟確認書・管理協定書等）により構成員の合意形成がはかれている。</li> <li>●森林簿等に基づいて作成された構成員リスト等</li> <li>●一元化された森林管理計画・指針等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●グループ主体にグループ組織を運営する体制と機能が備わっている。</li> <li>●グループ主体は、認証の申請をするに当たって、当該森林の所有者に森林認証取得の意味を的確に伝え、加盟の意思を確認している（会議・ミーティング開催記録等）</li> <li>●構成員が SGEC の基準・指標に適合する森林施業を長期にわたり遵守することに同意している（加盟確認書等）。</li> </ul>
	1-2 対象森林の所在場所別面積、人工林、天然林別、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されていない。	1-2-1 森林簿または森林調査簿若しくはこれらに準ずる簿冊が常備されており、これらが5年おきの森林調査で更新されなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林簿または森林調査簿等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5年毎の森林調査方法の内容</li> </ul>
	1-3 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭であること。	1-3-1 対象森林の所在が地番等で確認できる五千分の一程度の図面が常備され、そのうちランダムに選んだ対象森林が現地で確認できなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林管理計画等の計画図等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林簿と森林管理計画図の現地照合の可否</li> <li>●基本図と界標等の整合</li> </ul>

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
	1-4 5年を1期(5年毎に樹立する10年計画も含む。)とする森林経営計画又は市町村森林整備計画等を遵守する森林管理計画(以下「森林管理計画等」と云う。)が樹立され、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されなければならない。	1-4-1 森林管理計画等で管理されている森林は、当該森林管理計画書等を常備しており、その実施状況を現地で確認できなければならない。森林管理の基本方針は、計画事項の森林施業の実施に関する長期の方針等により確認されなければならない。また、森林管理の実施状況については現地で確認でき、森林管理認証規格に対する適合性を証明する記録として保管されなければならない。	●森林経営計画書・同認定書またはそれに準ずる森林管理計画書の樹立 ●持続可能な森林経営の実行が確認できる長期的な「基本方針」(経営方針 or 環境方針書)	●管理責任者へのインタビュー
		1-4-2 SGECの基準・指標に適合する森林施業を長期にわたり遵守することを最高経営者が保証するとともに、森林管理計画等は、個々の森林の管理目的が明確であり、管理目的とその森林の特性に応じた目標・森林の構成とそれに到る方法とが整合がとれたかたちで明示されなければならない。	●認証申請に当たって、当該森林の経営責任者が持続可能な森林経営に向けた取組みについて了承し、書面で同意している。 ●市町村森林整備計画書の機能区分等を踏まえ、機能別森林の整備目標、施業方法等が森林管理計画等において明示されている。	
		1-4-3 環境影響に配慮した管理の基本方針が示されなければならない。	●環境影響に配慮した管理の基本方針(環境方針書等)が示されている。	
	1-5 森林管理計画等に即した森林管理を実行しうる管理体制と経営が行われていなければならない。	1-5-1 森林管理体制と実行組織が森林管理計画等を実行するうえで適切に配置され、担当者の役割や責任、権限が明確でなければならない。	●管理体制及び実行組織の内容(管理体制図等) ●管理・施業を外部に委託しないし請け負わせている場合は、適切な施業実施仕様書等マニュアルに基づく委託契約書等が結ばれている。	●森林管理体制と実行組織が森林管理計画等を実行するうえで適切に配置されている(経営組織について、経営、管理、現場管理の各レベルの責任、決定事項の範囲、役割分担等が明確にされている)

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
		1-5-2 森林所有者及び管理受託者は、経営内容の継続的改善に努めなければならない。	●基本方針(経営方針書等)等の中で経営内容の改善に努めていることが読み取れる。	
基準2 生物多様性の保全	2-1 生物多様性の長期的な保全は経済的、社会的便益に資すことを踏まえ、その生物多様性保全に関するランドスケープレベルの管理方針と主要な森林タイプについての林分レベルの管理方針が定められていなければならない。	2-1-1 森林管理計画等には、生物多様性に関して次の内容を含まなければならない。 a. 対象地の特性をふまえた生態系、種、遺伝子の多様性の維持・向上に関する基本的な管理方針 b. 生物多様性の維持・向上に関し、望ましいランドスケープレベルでの管理計画 c. いくつかの代表的な林分タイプについて、生物多様性の維持・向上の観点からの技術指針。	●地域森林計画及び市町村森林整備計画書(機能分類と整備目標等)を勘案した基本方針、「生物多様性保全に配慮した施業指針」等	●「施業指針」の具体的適用例
		2-1-2 原生林またはそれに近い天然林がある場合は、これを維持するための管理指針に基づいて厳正に管理し、周辺のバッファゾーンについても管理指針がある。	●森林管理計画等に原生林及びバッファゾーンも含めた管理指針が示されていること。	●「管理指針」の具体的適用例(天然林がある場合)

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
		<p>2-1-3 原生林の人工林への転用は、小面積で、かつ下記による正当化可能な状況以外は、発生してはならない。</p> <p>a この規格で定める生態系、種、遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全に関する基本的な管理方針に照らしてその影響が無視できる範囲のものであること。</p> <p>b 自然環境保全法及び自然公園法ほか生態系の保護・保全に関する法令及び地域森林計画、市町村森林整備計画に反するものでないこと。</p> <p>2-1-4 林地の林地以外への転用に当たっては、前項の規定のほか森林法で定める保安林制度、森林計画制度及び林地開発許可制度並びに関連する自然環境保全法及び自然公園法等諸法令に基づき適切に実施しなければならない。</p>		
		<p>2-1-5 原生林の人工林への転用に関し、正当化できる明確な事由がない状況のもとで2010年12月31日以後に転用された人工林については、本文書で定める要求事項を満たさず、認証には不適合となるものとして取り扱わなければならない。</p>		

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
	2-2 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素(原生林含む天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など)が地図上で明らかにされ、それらの保護・保全に関する管理方針が定められていなければならない。	2-2-1 対象地に含まれる構成要素が地図上に明示され、そのうち生物多様性の維持・保全上重要な要素については、対象地内の動植物が記録され、動植物の重要種については保護・保全管理の技術指針が策定されなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●重要種がいるといわれている場合は、貴重な動植物発見報告と「生物多様性保全に配慮した施業指針」等における保護管理の技術指針。</li> <li>●自然環境保全基礎調査情報図、指定野生生物保護区・鳥獣保護区等位置図等生物多様性に関する森林・水系・沼・湿地等が明確になっている図面。</li> <li>●対象森林に分布する可能性のある希少動植物リスト</li> </ul>	—
		2-2-2 水辺林や湿地帯及びビオトープの適切な保護保全・利用計画が策定されなければならない。	●基本方針書、「生物多様性保全に配慮した施業指針」等における水辺林等の保全利用計画	●水辺林などがある場合、保全状況
	2-3 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧Ⅲ類に属する種及びその生息地の保護・保全が図られていなければならない。	2-3-1 地域における既存の生物多様性情報を広範に収集し記載しておくとともに、もしレッドデータブックにある動植物が存在する場合は、保護・保全計画に基づいて、その生息地を把握し厳正にその保護・保全に努めなければならない。専門家からの意見聴取によって貴重な動植物がいるとされた箇所は、保存林を設定するなど、専門家の助言に基づき適切な保護・保全対策の実施に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県レッドデータブック、指定希少野生生物リスト、市町村誌等での希少野生生物の有無の確認できるリスト等</li> <li>●モニタリングの実施要領</li> <li>●「生物多様性保全に配慮した施業指針」</li> <li>●絶滅危惧種が生息していれば、「絶滅危惧種保護マニュアル」等</li> </ul>	●モニタリング・施業指針・マニュアル等の具体的適用例の確認
		2-3-2 貴重な動物の保護に当たっては、営巣木として価値ある立木の保存や、昆虫・鳥類等の餌として価値ある枯れ木・空洞木・倒木の保護などのほか、生息環境の改善に努めなければならない。	●基本方針書、「生物多様性保全に配慮した施業指針」等での記載状況	●生息環境の維持、改善の取組状況

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
	2-4 下層植生を含め自然植生・野生動植物の保護・保全に努めなければならない。	2-4-1 野生動植物の生育環境の維持改善のため、下層植生や林縁植生の維持に努めるとともに、貴重な自然植生は、保護・保全のための処置を講じなければならない。	●基本方針書、「生物多様性保全に配慮した施業指針」等での記載状況	●貴重な自然植生の保護措置等の状況
		2-4-2 野生動植物の採取は、持続可能なレベルを超えず、不適切な活動が防止されるよう努めなければならない。なお、野生動植物の採取について、その責任を森林管理者が負う場合は、これを規制、監視、管理をしなければならない。	●基本方針書等に記載がある。	—
		2-4-3 外来種の新たな導入は、生態系への悪影響を避けるため慎重に検討し、導入の際はその悪影響を注意深く監視しなければならない。	●基本方針書等に記載がある。	●外来種を導入している場合には、その監視状況。
		2-4-4 林道、治山施設など工作物の設置に際し、小動物の生育・繁殖を妨げない措置(林道側溝、横断溝、魚道など)を講ずるとともに、これら工作物は使用可能な箇所では生物系資材を使用し、自然と融合する構造物とし、生態的な復元が成立しやすいようにし生態系へのダメージを最小限とするよう努めなければならない。	●基本方針書等に記載がある。	●生物系資材として木材の使用状況。
基準3 土壌及び水資源の保全と維持	3-1 土壌及び水資源の保全に与える影響を事前に把握し、森林管理計画等や実施過程における悪影響を最小化するよう努めなければ	3-1-1 伐採、林道開設等の林業活動における環境変化や保全水準を認識するとともに、環境に配慮すべき項目を整理し、従業員や委託・請け負わせ先に周知徹底が図られなければならない。	●基本方針及びそれを踏まえた「生物多様性保全に配慮した施業指針」、「伐採・搬出マニュアル」、「作業道作設指針」等での環境に配慮した施業等の実施方針の記載等。	●環境に配慮すべき項目が整理されているか ●従業員または委託・請け負わせ先が認識しているか

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
	らない。	3-1-2 土壌・水系の保全のために特に配慮が必要な地区が地図上で特定され、森林の土壌保全機能等を高めるための適切な措置がとられなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域森林計画及び市町村森林整備計画書での記載</li> <li>●特に配慮が必要な地区（保安林・砂防指定地等）が記載された地図</li> <li>●指定施業要件の確認</li> </ul>	●適切な措置の実施状況
		3-1-3 林道、橋梁等の整備及びその他作業の実施に当たっては、裸地土壌の露出を最小化し、土壌の水流への流出を避けるよう配慮し、流水路や河床の流路の保全に配慮しなければならない。また、適切な道路排水溝を設置・維持しなければならない		
		3-2 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系（季節的水系も含む）及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けるよう努めなければならない。	3-2-1 土壌・水資源・生物多様性・景観の保全のために尾根筋、沢筋に保護樹帯を適切に設けるよう努めなければならない。保護樹帯は森林管理に関する計画図に基づき現地で確認できるようにしなければならない。	●基本方針書、「生物多様性に配慮した施業指針」での記載
		3-2-2 保護樹帯の植生は、立地条件に適合した植生が維持されなければならない。また、現状が針葉樹人工林の場合には、針広混交林への誘導が計画されなければならない。	●基本方針書、「生物多様性に配慮した施業指針」での記載	—



基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
	3-3 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されなければならない。	3-3-1 山地災害防止機能が高い森林や山地災害危険地域等、土壌・水系の保全のための配慮が必要とされている区域で伐採計画がある場合には、伐採の種類、伐採区域の面積等が水土保持上問題ないものとならなければならない。 市町村森林整備計画で水源涵養機能等維持増進森林と定められている森林にあっては、伐採の計画が市町村森林整備計画の基準・規範等に適合しなければならない。これら以外の森林にあっては、伐採更新等の施業計画がある場合には、その林分が属する小流域の水資源保全に注意が払われなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村森林整備計画等における「山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林」及び「水源涵養機能等維持増進森林」の森林整備及び保全の基本方針並びに森林施業方法を確認</li> <li>●森林管理計画書等での伐採計画の有無、伐採方法</li> <li>●保安林配置図等と保安林等の指定施業要件の確認</li> <li>●伐採届、保安林の伐採許可書等</li> </ul>	●伐採の状況
		3-3-2 集運材方法、集材時期については、地形、土壌、植生等の立地条件に照らして環境に負荷が少ない方法を選び適切に作られた技術マニュアルにしたがって、地表面の保護及び水質汚濁防止のための措置がとられなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「伐採・搬出マニュアル」等の環境負荷軽減についての記載</li> <li>●委託・請け負わせ先に対しては、作業委託仕様書等での作業方法等の明示</li> </ul>	●水土保持に対する配慮の状況
	3-4 林業機械に用いる、燃料、オイルその他汚染物質及び農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払わなければならない。	3-4-1 燃料、オイル類及び林業薬剤の保管場所、保管方法、使用方法を定めたマニュアルにしたがって、土壌汚染や水質汚濁を引き起こさないよう注意しなければならない。マニュアルにおいては、森林管理の作業中のオイル漏れ、または、林地上への無差別的な廃棄は厳格に回避されなければならない。また、非有機系の廃棄物やごみは回収し、その貯蔵は指定された離れた場所に環境上責任ある方法でなされなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「燃料・オイル管理マニュアル」、「林業薬剤管理マニュアル」等。</li> <li>●委託・請け負わせ先については、作業委託仕様書で作業方法等の明示。</li> </ul>	●従業員または委託・請け負わせ先が認識しているか

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
		3-4-2 肥料を使用する場合は、管理された方法で実施し、十分に環境への配慮を行わなければならない。		
	3-5 林内路網の開設に当たっては、水土保持に細心の注意を払わなければならない。	3-5-1 林内路網の作設に当たっては、林道規程、林地開発許可等の基準による作設マニュアルに従うほか、現地の自然条件や下流域の水利用の特性に照らして環境に負荷が少ない方法を選び、水土保持に細心の配慮を払って計画されなければならない。	●「作業道作設指針」等 ●委託・請け負わせ先については、作業委託仕様書で作業方法等の明示。	●水土保持に対する配慮の状況
		3-5-2 林内路網の維持管理体制が整っており、適切な維持管理がなされなければならない。	●林内路網の維持管理体制が確認できる書類	●林内路網等の開設状況、維持管理状況
基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持	4-1 森林管理者は、森林資源調査等に基づいた5カ年森林管理計画等の策定並びにその実行及びモニタリング結果に基づき、経済的、社会的、生態的影響を適切に評価し、森林管理の持続的な改善のサイクルを形成するとともに、これを適切な実行する体制が整備されなければならない。	4-1-1 当該森林の公益的価値の重要性を認識し、それを維持・増進するよう森林管理計画の策定と実行に努めなければならない。	●森林管理計画、基本方針書等での記載	●計画書と現地の施業状況の整合
		4-1-2 森林管理計画の策定と実行に当たっては、森林の健全性と活力の維持・増進を図る観点から、自然的立地に即応した生物学的予防措置を最大限に活用しなければならない。特に、森林施業の実施に当たっては、当該森林の土壌、気象等自然的立地に即応した伐採方法、更新方法及び更新樹種（諸被害に対する抵抗性育種苗等の活用）の選択に努め、当該地域の森林の自然環境に調和し森林の抵抗力を増進する方法の選択に努めなければならない。	●森林資源現況表 ●森林管理計画、基本方針書等での平準化の取組み（長期の伐採造林計画等）の記載 ●施業実行前の標準地調査（収穫調査等）等の内容と記録	●施業実行前の標準地調査（収穫調査等）

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
		4-1-3 標準地調査などのモニタリング結果に基づいて資源状況を把握し、年齢構成の平準化に努めるなど、長期的な森林管理の持続性に配慮しなければならない。		
4-2 伐採量は森林管理計画等で定める計画量の範囲内で行わなければならない。大面積皆伐は避け、必要な箇所では、非皆伐施業を行わなければならない。 また非木材を含む林産物資源の収穫は、それが持続できるように定められていなければならない。	4-2-1 伐採の計画が、その森林の管理目的及び資源構成に照らして適切かつ実行可能であり、伐採箇所、箇所毎の伐採方法、伐採率、伐採面積・材積、伐採予定時期を含む収穫予定表が明示されなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●樹種別年齢別資源構成表による伐採計画の適否</li> <li>●森林管理計画等による収穫予定の明示(計画表、GIS等)</li> </ul>	●主な作業種の実施状況	
	4-2-2 伐採方法、伐期齢、伐採率等の伐採・収穫に関する事項については、水土保全、生物多様性保全、景観の保全等に配慮した技術指針が作成されており、可能な箇所では、非皆伐施業を行うとともに、林地保全の必要性が高い場所は、針葉樹一斉林型を呈している林分に広葉樹を残すよう努めなければならない。また、立地に応じて複層林等の導入や生態系に配慮した施業方法の導入について考慮されなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村森林整備計画を踏まえた「生物多様性に配慮した施業指針」等における伐採に関する技術指針の有無、内容</li> </ul>	●非皆伐施業、広葉樹保残等の実施状況	
	4-2-3 森林経営計画認定森林の場合には、認定された森林経営計画に即した伐採計画にしたがって実行しなければならない。それ以外の森林の場合には、地域森林計画・市町村森林整備計画の基準に準じて実施しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林管理計画等の伐採造林計画と実行結果との対比</li> </ul>	(1-1-1 に同じ)	

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
	4-3 伐採後は計画期間内に確実に更新されていなければならない。伐採跡地などの人工更新は、施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていなければならない。	4-3-1 最近5年ないしは10年における伐採と更新の実行状況が確認でき、伐採計画に対応して、更新が適切に計画されなければならない。この場合、更新期間は、市町村森林整備計画に準じて設定されなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林簿、山林台帳等による伐採、更新状況の過去5年ないし10年の履歴の確認</li> <li>●森林管理計画等での更新計画の内容</li> </ul>	—
		4-3-2 更新方法、更新樹種、本数等の更新に関する技術指針が作成されており、これにしたがって更新箇所と箇所毎の更新方法、更新面積、樹種、更新予定時期を含む更新予定表が作られなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村森林整備計画及び森林管理計画等を踏まえた「生物多様性に配慮した施業指針」等における更新に関する施業技術指針等</li> <li>●箇所ごとの更新計画等を含む更新予定表</li> </ul>	—
		4-3-3 人工更新の場合の樹種を選択は、水資源かん養、国土保全、環境保全等の観点も含めた適地適木の原則等の技術合理性に照らして行わなければならない。種子、苗木はその地域の在来のものを使用するよう努めなければならない。外来種の導入は、生態系へ好ましくない影響が想定されるものは避け、当面遺伝子組み換え樹木は使用しないようにしなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本方針及び「生物多様性に配慮した施業指針」等の苗木の選定基準等</li> </ul>	●外来種導入の有無

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
		4-3-4 人工植栽にあつては、土壌浸食の防止、林地の保全、植栽木の活着・成長を考慮し、現地に即した適切な作業方法を選択しなければならない。また、植栽後に定期的に苗木の活着状況を確認し、枯損木がある場合には補植しなければならない。大規模な枯損が発生した場合や植栽後の成長が思わしくない場合には、原因の調査分析に基づき適切な樹種を選定し改植等の措置をとらなければならない。	●造林検査等の実行記録の確認	●活着状況の確認及び補改植の実施状況
	4-4 天然林（萌芽更新により育成された森林を含む。）についても地域の特性を考慮し適切な森林管理計画等が樹立され、的確な更新実施が行われていなければならない。	4-4-1 森林管理計画等における天然林に関する記述内容が、地域森林計画及び市町村森林整備計画に照らして適切であり、天然林の伐採と更新が技術合理性の観点から相互に有機的に結合して計画されなければならない。 伐採・更新に当たっては、伐採方法、数量、予定時期を含む予定表が作られなければならない。	●地域森林計画・市町村森林整備計画書等における天然林の取り扱い方法の記述を確認（天然林の取扱についての方針及び計画を確認） ●天然林の収穫及び更新予定表の確認	—
		4-4-2 天然林の施業にあつては、施業方法と林相・林型に応じた適切な選木指針が策定され、伐採率、伐採の繰り返しの期間などの技術指針が策定されなければならない。 また伐採後の更新が適切に行われるよう、林相・林型、伐採後の現地の実態に応じて、地表処理、植え込みなど必要な更新補助作業が計画されなければならない。	●地域森林計画書・市町村森林整備計画書等における天然林の取り扱いに関する技術指針（天然林択伐作業の選木指針、更新補助作業など） ●天然更新完了基準の内容確認	●伐採における選木方法、更新補助作業

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
	4-5 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われていなければならない。	4-5-1 保育方法、保育時期等の保育に関する技術指針が作成されていなければならない。また、樹種の多様性を高めかつ多層的な根系の発達に資するため、除伐等において適度に広葉樹ないしは更新対象樹種以外の樹種を適度に残すよう努めなければならない。	●地域森林計画書・市町村森林整備計画等を踏まえた「生物多様性に配慮した施業指針」等における保育の取り扱いに関する技術指針	●除伐等の実施状況
		4-5-2 最近5年ないし10年における保育の実行状況が確認でき、かつ今後の保育箇所と箇所毎の保育方法、数量、予定時期が明示されなければならない。	●森林簿、山林台帳等による保育の過去5年ないし10年の履歴の確認 ●森林管理計画等における保育計画の策定	(4-5-1 に同じ)
		4-5-3 林内に野生動物が相当数生息し獣害の恐れのある場合、その森林の成長及び生物多様性に及ぼす圧力を軽減する防護手段を講じなければならない。また、林内放牧がなされている場合についても適切な防護手段を講じなければならない。		
	4-6 目標林型への誘導に必要な間伐が適切に計画され、間伐が的確に実行されなければならない。	4-6-1 森林資源の齢級構成、個々の林分の立木密度の現況に照らして、必要な林分の間伐が計画されており、間伐箇所と箇所毎の伐採率、数量、間伐予定時期が明示されていなければならない。また、市町村森林整備計画で要間伐森林に指定された林分は実行計画が策定されていなければならない。	●市町村森林整備計画書の要間伐森林の指定の状況 ●森林管理計画書等における間伐計画箇所及び計画内容の適否	—

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
		4-6-2 間伐方法、伐採率、間伐林齢、間伐の繰り返し期間、間伐を実施する林分の立木密度等の目安等、間伐に関する技術指針ないし技術マニュアルが作成されていないと認めなければならない。なお、林内に現存する広葉樹、枯れ木、生長衰退木(空洞のある木)などを適度に残すよう努めなければならない。	●地域森林計画書・市町村森林整備計画等を踏まえた「生物多様性に配慮した施業指針」等における間伐指針等の有無、内容	●広葉樹やキツツキなどの営巣木の保残状況
		4-6-3 最近5年ないしは10年における間伐の実行状況が記録されており、また、間伐実行状況からみて、間伐は、林齢、林分の立木密度の現況等に照らし適切に行わなければならない。	●森林簿、山林台帳等による間伐の過去5年ないし10年の履歴の確認 ●森林管理計画等における間伐計画と実行の対比	●間伐の実施状況
	4-7 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られ、農薬など化学物質の使用は、法令などを順守し、かつ必要最小限の用途にとどめなければならない。	4-7-1 森林管理計画等における森林病虫害防除に関する計画は、森林病虫害等防除法、及び鳥獣保護法の鳥獣保護事業計画に基づいているとともに、生物多様性・水土保持の維持・保全にとって適切でなければならない。	●森林管理計画等での防除計画の内容の適否 ●薬剤を使用する場合は、「林業薬剤管理マニュアル」等の作成 ●作業を委託・請け負わせる場合には、委託仕様書等での作業方法等の明示の有無	—
		4-7-2 対象森林及び周辺森林での最近5年ないしは10年における森林病虫害獣害の発生状況と、講じた対処措置が確認できなければならない。	●森林簿、山林台帳等による森林病虫害獣害の過去5年または10年の履歴及び対応策の確認の可否	●被害状況

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
		4-7-3 林業薬剤(除草剤を含む)は必要最小限のものに限って使用しなければならない。使用する場合には、農薬取締法等に適した管理マニュアルを定め、これに従って薬剤を取り扱わなければならない。但し、WHO のタイプ 1A および 1B の殺虫剤については、他に利用可能な代替薬剤がない場合を除き、禁止しなければならない。なお、附属文書 3-2 において他に利用可能な代替薬剤がない場合の薬剤を例外使用薬剤として定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●薬剤を使用する場合は、「林業薬剤管理マニュアル」の作成</li> <li>●作業を委託・請け負わせる場合は、委託仕様書での作業方法等の明示の有無</li> </ul>	●薬剤取り扱い等状況
4-8 山火事、気象災害に対する適切な予防と被害への対処が図られていなければならない。	4-8-1 森林火災、気象災害予防に関し、森林管理巡視員、森林損害てん補制度(森林保険等)など体制整備のほか、従業員、ボランティア等への啓発、教育のプログラムを策定しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山火事予防体制、森林巡視体制の内容</li> <li>●従業員や委託・請け負わせ先、森林ボランティアへの啓発、教育プログラムの有無、内容</li> <li>●森林保険加入契約状況等</li> </ul>	●山火事の予防活動、森林巡視活動の実施状況	
	4-8-2 森林火災消防に関し、関連機関との有機的連携を保ちつつ、従業員への訓練が実施され資材が準備されていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林火災消防緊急連絡網、消防組織体制等の有無</li> <li>●消防訓練計画等の有無</li> </ul>	—	
	4-8-3 森林火災被害跡地がある場合には、跡地への森林造成の計画があり、場所毎の更新方法、面積等が明示されなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林火災被害記録</li> <li>●森林管理計画等における火災跡地への造林計画</li> </ul>	●火災被害跡地の状況	
	4-8-4 耕作放棄された農地等の森林への転用については、それが、経済的、環境的、社会的または文化的な価値を増加するものであれば考慮の対象とするよう努めなければならない			



基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
		4-8-5 原生林及びそれに近い天然林において、維持・保全を図るべき自然生態系が 棄損・劣化した場合には、その区域を定め、自然復元力の活用を基本とした施業によりその修復に努めなければならない。		

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組	5-1 日本の全ての法律及び日本が批准等した全ての国際条約等を遵守しなければならない。	5-1-1 森林管理の実行及び森林生態系の保護・保全、土地・森林の使用権並びに健康、労働、及び安全の問題、税制等森林管理に関わる法令等を遵守しなければならない。	●管理計画等の基本方針等の記載内容	●記載内容の取組み状況
		5-1-2 森林管理上必要な法令集を常にアクセス可能な状態に保ち、合法性の遵守に関して、その説明責任を担保しうる文書、記録等の整備と適切な対策が採られなければならない。	●林野小六法等のアクセス状況 ●伐採・伐採後造林届出書(写し)、保安林の伐採許可書(写し)等の整備状況	—
		5-1-3 森林管理者は、森林を適切に保護する観点から、森林内の違法行為等の無認可行為を防止するため、標識の設置等による普及・啓発に努めなければならない。		

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
		<p>5-1-4 森林管理者は、森林管理に係る地元住民等の苦情等に関し、その意見陳述の機会を設けるとともに公正な解決を図るための手順を定めていなければならない。</p> <p>5-1-5 森林管理者は、北海道に先住するアイヌの人々に関し、言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下で、地域の森林管理の立場から「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（以下「アイヌ文化振興法」という。）」及び「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会の報告書（以下「報告書」という。）」に基づくアイヌ政策の推進に配慮しなければならない。</p> <p>また、アイヌの人々が利害関係者として特定される地域の森林管理者は、森林管理が影響を及ぼす可能性のある利害関係者に、森林管理について説明して意見を聴き、必要な場合は協議する手順を持たなければならない。また、協議が整わない場合には、公正な解決を図るための手順を併せて持たなければならない。</p>		
	5-2 地域社会の法的あるいは慣習的・伝統的な財産・資源などの利用権が尊重されていない。	5-2-1 認証申請森林についての入会権、漁業権、その他の慣習的な利用権（国有林にあっては共用林野）の有無と、森林管理計画等におけるそれらの位置づけが確認できるようにしなければならない。	—	●入会権等がある場合には行政や利害関係者等にヒアリング。

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
		5-2-2 入会権等が確認された場合、利用権利者の実態を踏まえてその利益を適切に保全することが森林管理計画等に記載されていない。	●入会権等の利益保全に関する計画等	—
		5-2-3 森林の管理は、該当森林管理区域の内部または周辺にある集落・地域の長期的な健康と福祉を促進するものでなければならない。		
		5-2-4 森林管理者は、里山林等で伝統的な森林管理がなされている場合は、経済的に可能な範囲でその管理を尊重しなければならない。		
		5-2-5 森林管理者は、適切な情報を得たうえで、利害関係者を特定し、森林管理が影響を及ぼす可能性のある利害関係者に森林管理について説明して意見を聴き、必要な場合は協議を行う手順を持たなければならない。また、必要に応じて市町村から当該市町村森林整備計画策定に当たっての有識者等による審議経過について聴取する。 なお、森林管理計画等の策定においては、地元の森林所有者や地域住民などの現地の森林に関する経験や知識を最大限に活用しなければならない。		

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
	5-3 森林管理計画等の実行に当たり、従業員や委託・請け負わせ先に対して生物多様性に関して適切な訓練と指導を行わなければならない。	5-3-1 従業員や委託・請け負わせ先に対し、労働安全及び生物多様性保全等に関する教育・指導文書があり、研修が行わなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「生物多様性に配慮した施業指針」等の教育指導文書（マニュアル、指針、作業仕様書等）</li> <li>●委託・請け負わせ先については、作業委託仕様書等での生物多様性への配慮に関する取組内容の明示の有無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生物多様性への配慮に係り従業員や委託・請け負わせ先にヒヤリング</li> </ul>
	5-4 森林管理者は、従業員や委託・請け負わせ先に対して、定められた森林区域内で森林管理認証基準・指標・ガイドライン（森林管理認証規格）の要求事項を遵守させるとともに、職務能力向上研修や社会保障制度の加入など必要な雇用改善を実施するとともに、その実施状況を把握していなければならない。	5-4-1 法的要件を満たす事業者（森林所有者ないしは森林管理主体となる者）は、ILO 基本条約（日本未批准条約を除く）及び未批准の ILO 条約第 105 号及び ILO 条約第 111 号に関連する労働基準法及びその他の国内法令を遵守するとともに、国内法に基づき従業員の労災保険、雇用保険、健康保険、年金保険、退職金共済制度など社会保障制度への加入に努めなければならない。また、法的要件を満たしていない従業員であっても、当該制度等に加入させるよう努めるとともに、委託・請け負わせ先における従業員または事業主、一人親方等の社会保障制度への加入状況について把握しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働・社会保険領収書（または加入一覧表）、退職金共済制度加入状況（従業員の場合）</li> <li>●委託・請け負わせ先における社会保障制度加入状況を確認できる書類等（加入一覧表または作業委託書、請負契約書等への記載状況など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法的要件を満たしていない者への対応についてヒヤリング</li> <li>●委託・請け負わせ先における雇用改善の指導状況についてヒヤリング</li> </ul>
		5-4-2 従業員に対し、素材生産・森林整備、森林調査、現場管理・統括、経営企画・営業・販売に係る職務能力向上に関する教育・指導方針を策定し、研修を行わなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育・指導方針等</li> <li>●研修記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●OJT（職場内育成研修）等の実施状況と評価状況についてヒヤリング</li> </ul>

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
	5-5 従業員や委託・請け負わせ先に対して、労働安全に関して必要な訓練と指導を行っていただけない。	5-5-1 従業員や委託・請け負わせ先に対し、安全作業の基準等の労働安全に関するマニュアルや手引き書、安全点検表、安全日報、リスクアセスメント報告書、労働災害記録文書などが用意され、これらに基づいた安全教育（安全大会等）、日常点検等の自主的安全活動、リスクアセスメント、安全巡視活動、安全衛生に関する各種研修などが行われなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全作業マニュアル、手引き書等</li> <li>●安全衛生に関する研修実績及び計画書または研修報告書、研修等で使用するテキスト等</li> <li>●安全日報等の整備・活用</li> <li>●委託・請け負わせ先においては、作業委託仕様書等での安全作業マニュアルに基づく作業実施の明示の有無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全大会（教育）、日常点検等の自主的活動の実施状況についてヒヤリング</li> </ul>
		5-5-2 法定要件を満たす事業者にあつては、労働安全衛生法、同施行令、労働安全規則等に基づく安全衛生管理体制が組織化されていないといけない。それ以外の者にあつては、上記に準じて実施されなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●責任者名や任務内容等が明示された安全衛生管理体制図または要綱等</li> </ul>	—
基準6 社会・経済的 便益の維持 及び増進	6-1 緑の循環資源として、非木材系を含む認証林産物を多様な用途に有効活用し、地元住民や利害関係者等との連携を図り、雇用の拡大・地域経済の振興に努めなければならない。	6-1-1 木材や非木材系の林産物の収穫水準は、長期的に持続可能な比率を超えてはならない。また、収穫された林産物は、貴重な資源であり、効率的に利用されるように努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認証材普及に向けた取組み（認証材の普及、利用に向けた計画、戦略などが文書化されている）</li> </ul>	—
		6-1-2 認証森林から生産された多様な認証林産物の利用を CoC 管理事業体と連携して推進し、森林認証の取得を通じて得た知識・経験を広く地域に普及・啓発するよう努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「伐採・搬出マニュアル」等における認証林産物の分別・表示方法</li> <li>●CoC 管理事業体との連携状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山土場での分別の状況</li> <li>●産出林産物の主な販路についてヒヤリング</li> </ul>

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
		6-1-3 認証林産物を生産現場や加工・流通過程において非認証林産物と混同しないよう分別・表示し、需要者に適正に供給するよう努めなければならない。 また、市場分析、新規市場の可能性及び森林の全ての財とサービスを考慮に入れた健全な経済活動を達成することができるよう努めなければならない。	●基本方針等での記載	●産出林産物の有効利用への取組状況についてヒヤリング (事例を把握、評価)
		6-1-4 林道、作業道の開設・維持、治山施設の設置、森林レクリエーション・環境教育施設の設置等にあたっては、認証森林から産出される林産物の有効利用に努めなければならない。		
		6-1-5 林道、作業道等の林内施設は、環境への影響を最小限に抑えつつ、生産品やサービスの効率的な提供を確実にするために計画、整備及び維持しなければならない。		
		6-1-6 林内施設に係る森林の他用途への転用については、当該森林の持続的管理を実現する最小限の影響の範囲で、関係法令に基づき適切に行わなければならない。		

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
	6-2 森林レクリエーション等市民に自然に触れ合う機会・場所の提供に努めるとともに、入山者に対する環境教育、安全などへの指導及び対策が整備されていないなければならない。	6-2-1 森林レクリエーション等市民が自然にふれあう機会や場所の提供に努めなければならない。相当規模の森林経営体にあつては、独自の森林・環境教育プログラムを策定しており、入山者に対しては説明板など環境教育施設を設置するか、もしくは、設置の計画を策定しなければならない。 入山者の利用する林道、作業道、歩道その他施設について、交通安全施設、安全標識、案内板等を整備するよう努めなければならない。	●基本方針等で森林の市民への公開等の指針（森林の市民への公開について基本的な考え方などが文書化されている）及びその実施記録等	●一般市民が利用する林道・歩道へのサインや安全標識・説明版等の設置状況
		6-2-2 入山者に対する空き缶、ゴミなどの持ち帰りの啓発がなされているとともに、廃棄物が出た場合には、森林外の適切な場所で処理されなければならない。	—	●ゴミの持ち帰り、不法投棄に対する啓発看板・活動の状況
	6-3 森林レクリエーションや景観の維持等に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられていないなければならない	6-3-1 森林管理計画等において森林レクリエーション・景観維持改善等のためのゾーニングを行い、該当地域において可能な限り景観維持改善、快適性向上等の観点から望ましい施設設置、森林配置、森林施業に努めなければならない。	●該当区域のゾーニング図 ●該当区域の森林レクリエーション及び景観維持のための基本指針（及び施業の具体的なあり方）	●該当する施設等の設置、森林施業の実施等の状況
		6-3-2 市町村森林整備計画等の公的計画・制度で景観保全、生活環境保全のための森林施業上の制約がある森林については、その基準・規範に適合していなければならない。	●市町村森林整備計画等における施業上の制約、基準、規範等の確認 ●制限林の場合は、指定施業要件等を確認	●制限林の取り扱い状況



基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
		6-3-3 森林レクリエーション施設は、森林レクリエーション受益者の期待、環境保全、林地開発許可基準及び保健機能森林に関する森林経営計画の認定基準を満たすよう設置されている、若しくは計画されていないなければならない。	●森林レクリエーション施設の林地開発等の許認可取得状況 ●森林レクリエーション施設等の計画図等	●森林レクリエーション施設の状況
		6-3-4 レクリエーションを目的とする森林の一般公開は、関係者の所有権をはじめとする諸権利、森林資源や生態系への影響、森林の他の機能との両立性などを尊重した上で、適切に提供しなければならない。		
	6-4 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されていない。	6-4-1 森林管理計画等に文化財保護法等による指定文化財のほか、地域社会において文化的、歴史的に重要と評価されている遺跡、地域住民に親しまれ郷土のシンボルとなっている森林、地域住民に親しまれている巨樹・巨木、学術的に価値の高い森林などが明示され、その取り扱い指針が示されなければならない。	●対象森林に係わる市町村の指定文化財リスト確認 ●市町村等の作成した自然環境保全図等（貴重な森林・巨木地区～文化的、歴史的、学術的に価値の高い森林、巨樹・巨木等の地図）、もしくは、管理計画及び計画図における価値の高い森林の明示と取り扱い指針（文化的、歴史的、学術的に価値の高い森林の取扱いに関する指針）。	●遺跡、貴重な森林の明示と取り扱いの状況
		6-4-2 文化財保護法等の諸制度で規制された森林でなくても、森林施業について地域社会から妥当と評価される内容で、その保全に対する配慮がなされていなければならない。それらの森林については、展示林、見本林などとして社会一般の便益に積極的に供し、そのPRに努めなければならない。	—	●保全に配慮すべき森林の有無、取り扱いの状況 ●展示林または見本林等の有無とその取り扱いの状況

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
	6-5 対象森林の管理・整備・利用が、地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源として貢献できるような努めなければならない。	6-5-1 二酸化炭素固定能を向上させる、あるいは少なくとも低下させないよう森林を適切に取り扱い、また林地残材や利用可能な間伐材等を有効利用することにより、二酸化炭素固定機能の向上に努めなければならない。	●地球温暖化に資する森林管理指針（地球温暖化への貢献が謳われ、中長期的に蓄積が増大する森林を作ることが計画されている。また、成熟した森林では伐採と成長との均衡を前提に、循環的な利用が進むように計画）	●間伐材・林地残材等の利用状況の把握と有効利用に対する取組状況
		6-5-2 森林の管理・整備に当たっては、可能な限り化石燃料の節減に努めなければならない。	●基本方針書等に森林管理・整備についての省エネ策（化石燃料及びCO <sub>2</sub> 排出削減）が明文化	●節減の取組状況についてヒヤリング
	6-6 森林管理が科学的な研究結果に基づき実施されなければならないことに鑑み、森林管理者は、持続的な森林管理等に係る研究活動が求めるデータの収集に積極的かつ適切に貢献するように努めなければならない。			
	6-7 森林管理計画の策定に当たっては、市町村森林整備計画で定める木材等生産機能森林及び公益的機能別森林の整備に関する事項を十分勘案し、関連する施策、助成制度を活用しに努めることとする。			

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
基準7 モニタリングと情報公開	7-1 管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを、定期的に行う必要がある。モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しが行わなければならない。	6-	<ul style="list-style-type: none"> <li>●モニタリングの実施要領の有無</li> <li>●チェックリスト(管理計画の達成度を評価するチェックリスト) 森林計画の達成度、環境影響をチェックするために次の事項を含むことを確認。(1) 生物多様性保全(2) 土壌及び水資源の保全と維持、崩壊(林地、法面)(3) 森林生態系の生産力及び健全性の維持</li> <li>●モニタリングの結果が必要に応じて森林管理の見直しに反映されていることの確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●モニタリングの実施状況</li> <li>●自己検証、改善点の検討の実施状況</li> </ul>
		7-1-2 モニタリングのチェックリストには、森林の健全性及び活力の維持・保全の観点から、森林病虫獣害、凍害、雪害等の気象、自然発生火災を含む火災及び森林施業の実施に起因する森林生態系の健全性及び活力に及ぼす影響等(非木材生産物を含む。)、並びに森林管理計画等の達成状況を検証するために、必要な項目を含まなければならない。		
	7-2 地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っていない。	7-2-1 生物多様性に関するモニタリングを行っている第三者機関との協力体制の内容、その実施状況が確認できなければならない。	—	●第三者機関との協力体制の内容、実施状況についてヒヤリング

基準	指標	ガイドライン	現地確認事項	
			現地事務所(文書確認)	森林現場
	7-3 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すとともに、施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録を残すよう努めなければならない。	7-3-1 場所別・年次別の施業履歴を残すよう努めるとともに、また病虫害、獣害、森林火災、気象害の被害状況や森林保険の加入、損害てん補状況を記録するよう努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施業履歴書類（作業種別、年度別、所在場所別に施業記録）</li> <li>●森林被害状況の記録（病虫害、獣害、森林火災、気象害の記録）</li> <li>●森林保険の加入・損害てん補記録</li> </ul>	—
	7-4 森林管理計画等とモニタリング結果は、情報の機密性を尊重するが、その概要については一般に公開することを原則としなければならない。	7-4-1 森林管理計画等及び計画の実行記録簿、生物多様性の保全等の計画事項のチェックリスト等についての公開の方法（場所、閲覧手続き等）を定めた文書があるか、もしくは作成する予定を持たなければならない。 但し、この場合、個人情報等に該当する情報、及び関係行政機関の法令（条例）及び指導により非公開とすべきとされたもの、若しくは自然環境保全上非公開とすることが妥当と判断されるものは公開の対象から除外しなければならない。	●森林管理計画等、モニタリング等についての情報公開の方法を定めた文書	—

注：現地確認事項の欄に記述のない基準・指標・ガイドラインについては、現地の実態に即し適宜な方法で確認することとする。

[5-1-5] に係る注意書：

注意書1：森林管理について説明して意見を聴く場合、認証に当たっては自由に、事前に聴くこととする。

注意書2：アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指して、1997年に「アイヌ文化振興法」が制定された。また、2007年に国際連合総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）」、2008年に衆議院及び参議院の本会議で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を受けて、政府内に「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会」を設置され、2009年7月に取りまとめられた報告書では、アイヌの人々が先住民族であるという認識に基づき、今後のアイヌ政策を展開することとされた。さらに、2009年12月には、同報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、政府内に「アイヌ政策推進会議」が設置されたところであり、現在、政府において、これらの経緯を踏まえアイヌ文化の振興・普及啓発及びアイヌの人々の生活向上に主眼を置いた施策が推進されている。

附則 1

2015. 3. 25 一部改正

この改正文書(2015. 3. 25 改正)は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

但し、2015 年 9 月 30 日までの間は、移行期間とし旧文書(2012 年 4 月 1 日施行)の規定によることができるものとする。

附則 2

2015. 10. 14 及び 2015. 12. 10 一部改正

この改正文書は、2016 年 1 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 3

この改正文書(2016. 2. 10 日改正)は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。